

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 （第 3 条関係）				別表第 2 （第 3 条関係）			
援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期	援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期
新入学児童生	〔略〕	(1) 小学校 <u>54,060円</u>	〔略〕	新入学児童生	〔略〕	(1) 小学校 <u>57,060円</u>	〔略〕
徒学用品費		(2) 〔略〕		徒学用品費		(2) 〔略〕	
〔略〕				〔略〕			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。